

米国産牛肉輸入問題 について

厚生労働省 食品安全部
農林水産省 消費・安全局

説明の流れ

- I. 米国産牛肉問題のこれまでの経緯
 - ① 事案の概要
 - ② 3月の専門家会合の概要
- II. 消費者等との意見交換会の概要
- III. 米国側のレビューの結果
- IV. 今後の対応(輸入手続再開の考え方)
 - ① 対応の基本的考え方
 - ② 事案の発生以降米国側が行った強化対策
 - ③ 今回新たに要請した追加措置
 - ④ 日本国内において新たに講じようとする措置
 - ⑤ 輸入手続停止中貨物への対応
- V. 香港、台湾における骨片混入事例の概要

I . 米国産牛肉輸入問題 のこれまでの経緯

1

事案の概要

2

これまでの経緯 ①

H15.12.24

米国でBSE感染牛1頭確認

米国からの牛肉等の輸入停止
輸入停止直後から継続的に協議を実施

H17. 5.24

米国産牛肉等の輸入再開について食品安全委員会へ諮問

H16.10の局長級会合を踏まえ、米国産牛肉等と我が国牛肉等とのBSEリスクの同等性を諮問
プリオン専門調査会において10回審議

H17.12.8

米国産牛肉等のリスク評価について食品安全委員会から答申

・米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価するのは困難
・輸出プログラム
〔全頭からのSRM除去
20か月齢以下の牛 等〕
が遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい

H17.12.12

米国・カナダ産牛肉等の輸入再開決定

輸入再開に当たっての対応、Q&Aについてプレスリリース

H17. 12.13～24

米国及びカナダにおける日本向け牛肉認定施設等の査察

担当官を派遣し、食肉処理施設(米国11施設、カナダ4施設)等の査察を実施

3

これまでの経緯 ②

H18.1.20

米国産牛肉の輸入手続の停止

・農林水産省動物検疫所成田支所及び厚生労働省成田空港検疫所において、せき柱を含む米国産子牛肉を発見
・当該ロットについては、全て焼却処分
・全ての米国産牛肉の輸入手続を停止

H18.2.10

国内に輸入された米国産牛肉の自主調査結果公表

H18.1.23に既に米国から輸入された牛肉について、念のためせき柱が含まれていないか地方自治体を通じて自主調査を要請し、その結果をとりまとめ、公表

H18.2.17

米国農務省が調査報告書を日本側に提出

H18.3. 28～29

日米専門家会合

H18.3.3には調査報告書の和訳(仮訳)を公表(調査報告書の添付資料については、H18.3. 17に公表)
H18.3.6に調査報告書について米国政府に対し照会
H18.3.18に米国農務省から照会事項に対する回答

H18.4.11～24

全国10か所で意見交換会を実施

H18.4.24～5. 4

米国側の対日輸出認定施設の再調査

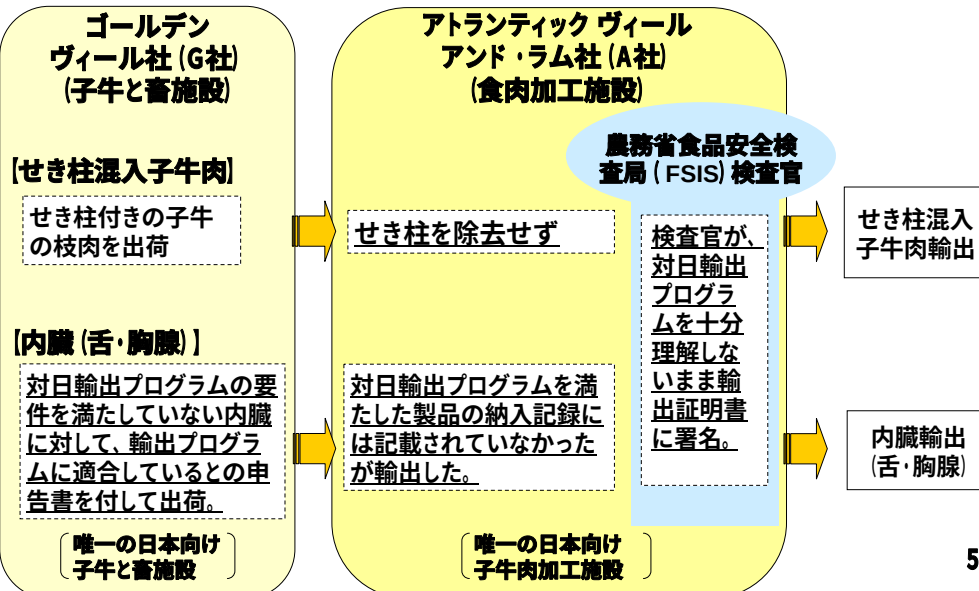
H18.5. 17～19

日米専門家会合

再調査結果をまとめた報告書の公表

4

今回の米国産牛肉せき柱混入事案の概要



3月の日米専門家会合の概要

日米専門家会合の概要 (3月28日及び29日)

- 以下の点等、米国との間で一定の共通認識を得る。
 - ◇ ゴールデン社、アトランティック社の2施設において今回の事案が起きた経緯
 - ◇ 農務省農業販売促進局 (AMS) により認定された対日輸出施設のQSAマニュアルに改善すべき点があったこと

(具体的には)

- ① 今回の事案は、問題の施設が認定されたQSAマニュアルに従わなかったこと及びそれをF S I Sの検査官が発見できなかった結果、発生したものであること
- ② 問題となった施設の認定について、当時の判断としては、手続に従って認定が行われたものであるが、今から振り返れば、QSAマニュアルがより具体的、現実的なものであったとすれば、今回の事案を防ぐことができた可能性は高まっていたと考えられること

- 今後、これまでの経緯について日本側は消費者への説明会等を実施し、米国側においては今後日本側が提示する調査項目も含めた他の対日輸出認定施設に対する再調査、改善策の具体化を行うこととし、これらの結果を踏まえてこれからの対応を検討。

7

II. 消費者等との意見交換会の概要

8

意見交換会の開催状況

開催日	開催場所
4月11日(火)	沖縄県(那覇)
4月12日(水)	北海道(札幌)
4月13日(木)	宮城県(仙台)
4月14日(金)	大阪府(大阪)
4月17日(月)	新潟県(新潟)
4月18日(火)	愛知県(名古屋)
4月19日(水)	広島県(広島)
4月20日(木)	福岡県(福岡)
4月21日(金)	東京都(東京)
4月24日(月)	香川県(高松)

9

意見交換会での主な意見の概要①

米国の調査報告書・米国との協議について

- 米国は特異的な事例と言うが、香港の例をみても米国の対応は杜撰。
- 日本側が提示したルールがなぜ守られなかったのか、しっかりとした原因究明をすべき。
- 国民の生命を守るという真摯な対応で米国側と協議を行ってほしい。
- 6月に開催予定の日米首脳会談に向けて再開を考えているのか。
- 米国からの圧力によって政治的に輸入再々開をすべきでない。

10

意見交換会での主な意見の概要②

今後の対応について(その1)

- 米国側の改善措置の精査が第一であり、現時点では輸入再開には反対。
- 全ての対日輸出業者の現地調査を早急を実施するとともに、輸出プログラム遵守の確認方法の徹底的な検証をしてほしい。
- 米国に輸入牛肉のBSE検査を求めるべき(自主的に全頭BSE検査を実施すると表明している米国の業者から輸入すべき)。
- 米国側に年齢がわかるシステムの構築を要求すべきではないか。

11

意見交換会での主な意見の概要③

今後の対応について(その2)

- 日本での輸入検疫体制を強化すべき。
- 輸入再開にはしっかりした事前の査察が必要。また、抜き打ち査察を日本側でできないか。
- 米国における飼料規制の実態等をしっかり把握すべき。
- 輸入停止後、通関できずに保管されている貨物への対応にも留意してほしい。
- 米国産牛肉を食べる食べないは個々の消費者の選択に委ねればよい。

12

意見交換会での主な意見の概要④

今後の対応について(その3)

- 今回の停止措置は残念だったが、これにより、米国の対策が強化されるのは良いこと。早期の再開を期待する。
- 一刻も早く輸入を再開してもらいたい。国内産牛肉は非常に値段が高く、経営が大変。
- 意見交換会や意見募集での意見について、どのように反映されるか説明してほしい。消費者の声が反映されているのか疑問。
- 消費者等からの意見についてはきちんと反映してほしい。

13

意見交換会での主な意見の概要⑤

情報提供・表示等について

- リスクコミュニケーションの開催場所を増やして多くの国民との意見交換が必要。また、参加していない国民への情報提供にも力を入れるべき。
- 消費者が米国産牛肉かどうかを選択できるよう、加工食品や外食の原産地表示は法律的な表示義務とすべき。

14

意見交換会での主な意見の概要⑥

その他

- プリオン調査会の委員のうち、慎重派の6人が辞めて、今後、公平中立な議論ができるのか。
- 評価の前提である輸出プログラムの遵守が破られたのだから、食品安全委員会は再評価を行うべき。
- 今度、同じことが起こったら、政府の関係者は辞任すべき。
- 米国産牛肉を輸入するより、国産牛肉の生産振興を考えるべきではないか。

15

III. 米国側のレビューの結果

16

米国側による施設のレビュー

実施期間、実施方法等

実施期間：2006年4月24日から5月4日

対象施設：35施設

実施者：AMS監査官

確認内容：輸出プログラム要件（追加要件含む）への適合性、認定された輸出プログラムに定められた手順の遵守状況や記録の保管状況等、システム全体の適正な遵守状況について確認

17

米国側による施設のレビュー

追加措置を含めた対日輸出プログラム

35施設における、本年1月20日以降に追加された要件を含めた対日輸出プログラムについての対応状況の調査

※追加された要件：輸出認定製品リストのAMSによる承認の義務化 等

過去の対日輸出牛肉等に関する調査

昨年12月12日から本年1月20日の間に日本向けに出荷された全ての製品についての追跡調査
(35施設中、輸入実績のあった25施設を対象)

18

米国側による施設のレビュー結果 ー追加措置を含めた対日輸出プログラムー

- レビュー対象35施設の非適合の状況は、
 - ① 全く非適合が確認されなかった施設:10施設
 - ② 重要度の低い非適合のみが確認された施設:19施設
 - ③ 重要度の高い非適合が確認された施設:6施設
- 確認された非適合は、手続や書類上の問題点であり、製品の対日輸出条件への適合性等に影響を及ぼすといったものではなかった。
- 発見された問題点については早急に改善予定。(5月末までにAMSに改善の報告をしなければならない。)

19

非適合事例の概要 ①

重要度の高い事例

- と畜用に受け入れた牛のうちの1ロットについて、施設の記録中に牛の月齢の証明が残されていなかった。
しかしながら、これらの牛は認定施設から受け入れており、記録から20か月齢以下であると確認された。
- 4月から輸出プログラム要件として追加されたAMSによる製品確認書についての手順書の修正が完全ではなかった。

20

非適合事例の概要 ②

重要度の高い事例

- 内部監査が実施されていなかった。
しかしながら、農務省による監査によって、システムが十分機能していることが確認された。
- 不適格品についての分別管理を明記した手順書が保持されていなかった
しかしながら、監査実施当時、この施設は日本向け製品を生産していなかった。

21

非適合事例の概要 ③

重要度の高い事例

- 4月から輸出プログラム要件とされた輸出国別製品コードを使用する代りに、北米食肉加工協会 (NAMP) の識別番号(相手国別にならない)を使用していた。
しかしながら、他の管理手法により、相手国への適切な出荷が確保されていた。
- 20か月齢以下の枝肉由来製品の製品番号が、30か月齢未満の枝肉由来製品にも使用されていた。
しかしながら、他の管理手法により、適格品の出荷が確保されていた。

22

非適合事例の概要 ④

重要度の低い事例

- 品質マニュアルが、QSAプログラムの要件である記録の適切な保管に関する規定がなかった。
しかしながら、保管は適切に行われていた。
- 内部監査は四半期に1回実施されることが品質マニュアルに規定されていたが、1回目の監査の後、監査を実施していなかった。
しかしながら、農務省による監査によって、システムが十分機能していることが確認された。

23

非適合事例の概要 ⑤

重要度の低い事例

- 企業の供給先リストでは、輸出プログラム用の製品の供給は外部から受けないことになっていたが、品質マニュアルと輸出手順書にはその変更が反映されていなかった。
しかしながら、企業は昨年10月以来、外部から供給を受けてはいない。
- 品質マニュアルで定められている、書類の改正番号や日付の明記が、一部の書類についてなされていなかった。また、書類のページ番号が記載されていないページがあった。

24

米国側による施設のレビュー結果 －過去の対日輸出牛肉等に関する調査①－

- ・ 昨年12月12日から本年1月20日までの間に25施設で処理され、対日輸出された牛肉等については、保管されていた記録を検証した結果、問題点は発見されなかった。
- ☆ 20か月齢以下の牛由来の牛肉等であることの調査
- ☆ 除去部位を含むものでないことの調査

25

米国側による施設のレビュー結果 －過去の対日輸出牛肉等に関する調査②－

具体的なレビュー結果

入手可能な全ての製品・出荷記録をレビューした結果、20か月齢以下の牛由来又はA40要件を満たしていることを確認。

製品名・製品コードをレビューした結果、輸出された製品には頭部、腸は含まれず、骨付き肉、骨なし肉、ハラミ、横隔膜、舌のみであることを確認。

出荷記録及び製造記録をレビューした結果、頭部、せき髄、回腸遠位部、せき柱は除去されていたことを確認。

26

IV 今後の対応 (輸入手続再開の考え方)

27

対応の基本的考え方

28

対応の基本的考え方

日本側はこれまで、米国政府に対し、徹底した原因の究明と十分な再発防止策を検討し、その報告を要求。これを受け米国が改善措置と対日輸出認定施設の再調査を実施したところ。



日本側としては、今回のような事例が起きることのないよう、前回及び今回の消費者等との意見交換会の結果を踏まえ、日本側による対日輸出認定施設の事前確認調査を実施する等の追加の改善措置について米側と調整する。



今回の意見交換を踏まえた調整が終わり次第、日本側による対日輸出認定施設の調査を行い、対日輸出条件を遵守する体制が整っているかを検証。

29

事案の発生以降米国側が行った強化対策

30

事案の発生以降米国側が行った強化対策①

施設における問題点

施設の従業員が対日輸出プログラムを理解していない。

改善措置

- ① 監査において、AMSが施設の役職員の理解度を確認
- ② 施設の手順書で輸出認定製品をリスト化
- ③ 抜き打ち監査の実施

31

事案の発生以降米国側が行った強化対策②

検査における問題点

FSIS検査官が対日輸出プログラムを理解していない。

改善措置

- ① 検査官への輸出プログラム研修の受講と修了試験の義務付け
- ② 施設を担当する検査官の研修修了まで施設認定を与えない
- ③ 抜き打ち監査の実施

32

事案の発生以降米国側が行った強化対策③

農務省における問題点

AMSとFSISとの連携不足。

改善措置

- ① AMSが管理する輸出認定製品のリストをFSIS検査官へ随時提供
- ② AMSが輸出適格品であることを確認する文書を発行

33

今回新たに要請した追加措置

34

今回新たに要請した追加措置①

■ 4月に実施した消費者等との意見交換会で出された意見等を踏まえ、今回の日米専門家会合で、以下の3点について米国側に要請。

- 輸入再開前に全ての対日輸出認定施設における日本側の事前調査を実施し、問題のないと判断された施設のみを輸入手続き再開の対象。
- 対日輸出認定施設ごとに日本向け輸出認定製品リストの提供
- 米側が実施する対日輸出認定施設の抜き打ち監査への日本側の同行

35

今回新たに要請した追加措置②

日本側の事前確認調査

要請している措置の概要：

- 米国側の施設レビューのフォローアップ、米国側の強化対策の履行状況等を確認し、輸出プログラムが遵守されているかを確認するため、全ての対日輸出認定施設について、実際の輸入再開前に日本側が調査を実施。

4月の消費者との意見交換会での意見：

- 輸入再開にはしっかりとした事前の査察が必要。
- 米国の日本向け輸出認定施設は全て事前に日本として査察すべき。

36

今回新たに要請した追加措置③

日本向け輸出認定製品リストの提供

要請している措置の概要：

- 水際検査の段階で、当該施設から日本へ輸出することが認められた製品かどうかのチェックを、米国の証明書に頼るのみでなく日本側でも行うため、全ての対日輸出認定施設ごとの輸出認定製品のリストを日本側に提供。

4月の消費者との意見交換会での意見：

- せき柱付きの牛肉が見つかったのは偶然である。日本での輸入検疫体制を強化すべき。

37

今回新たに要請した追加措置④

米国側の実施する抜き打ち監査への同行

要請している措置の概要：

- 対日輸出プログラムがしっかりと遵守されていることを、日本として現地で確認するため、米国側による強化対策としての施設への抜き打ち監査に日本側が同行。

4月の消費者との意見交換会での意見：

- 米国の施設に対して抜き打ちで検査することを求められないのか。
- 抜き打ち査察を日本側で出来ないか。
- EVプログラム等を遵守するなら安全だと言うが、どのように遵守を担保するのか。米国任せにするのではなく日本政府が確認してほしい。

38

**日本国内において
新たに講じようとする措置**

39

日本国内において新たに講じようとする措置 ①

- ① **日本の水際での検査の強化**
- ② **輸入業者等に対する輸出プログラムの再度の周知徹底**

40

日本国内において新たに講じようとする措置 ②

日本の水際での検査の強化

	H17年12月12日～H18年1月20日の間に米国産牛肉に適用していた検査	今後、米国産牛肉に適用予定の強化検査
検査対象	全ロット検査	全ロット検査
開梱数	(農林水産省) 全梱包の0.5%、または最低3梱包を開梱。 なお、複数の種類(部位)がある場合、全ての部位について最低1梱包は開梱。 (厚生労働省) 届出数量に応じて、以下のとおり開梱検査を実施。 50箱以下: 12箱 52～150箱: 20箱 151～500箱: 32箱 501～3200箱: 52箱 3201箱以上: 80箱	開梱数のさらなる強化。
その他の追加的措置		施設ごとの日本向け輸出認定製品リストを用い、書類審査時に証明書の記載品との突合を実施。

41

日本国内において新たに講じようとする措置 ③

輸入業者等に対する輸出プログラムの周知徹底

- 昨年12月の米国・カナダ産牛肉の輸入再開時には、輸入業者等を対象とした説明会や文書の配布等により、水際での検疫強化措置や輸出プログラムに基づく輸出認定施設の情報等を提供したところ。
- 今後、米国産牛肉の輸入手続の再開に当たっても、輸入業者に加え、関連の業者を広く対象とした説明会の開催など周知徹底を図っていく考え。

42

輸入手続停止中貨物への対応

43

輸入手続停止中貨物の取扱いに関する考え方

輸入手続停止中の貨物

【米国のレビュー結果】

昨年12月から本年1月20日までの間に25施設で処理され、対日輸出された牛肉等については、保管されていた記録を検証した結果、問題点は発見されなかった。



日本側による事前確認調査実施後、当該貨物について全箱検査を行い、その結果問題がなければ輸入手続の停止解除。

44

V 香港、台湾における骨片混入事例の概要

45

香港、台湾における骨片混入事例の概要①

- 本年3月～5月にかけて、香港及び台湾において米国産牛肉への骨片の混入を確認。
- 輸入国政府は、輸入条件違反であるとして、当該施設からの輸入を停止したものの、当該骨片は特定危険部位でないものであり、食品の安全性の問題ではないとの立場。
- 米国側の考え方としては、カナダ、メキシコとの間では同様の取り決めにおいて骨片の混入は許容範囲とされていること等から、骨片が混入した製品のみ不良品扱いとすること等について輸出国側に要請しているが、問題の解決に時間がかかるため、調査報告書の提出や業界の自主的な骨片混入防止策等により問題解決を図るとのこと。

※我が国への輸出条件では、当該骨片の混入は違反ではない。

46

香港、台湾における骨片混入事例の概要

米国産牛肉に骨が混入していた事例について

	香港①	香港②	香港③	台湾
公表日	平成18年3月11日	平成18年4月7日	平成18年5月16日	平成18年4月28日
施設名 (州名)	スィフト社 (コロラド州)	カーギル社 (カンザス州)	ハリスランチ社 (カリフォルニア州)	タイソン社 (ネブラスカ州)
混入した骨	腰椎の横突起に由来すると思われる 骨片2つ	骨片 (特定危険部位でないもの)		
輸入国による対応	当該施設からの輸入を停止			

(注) 公表日は輸入国政府によるプレスリリースの日付

47

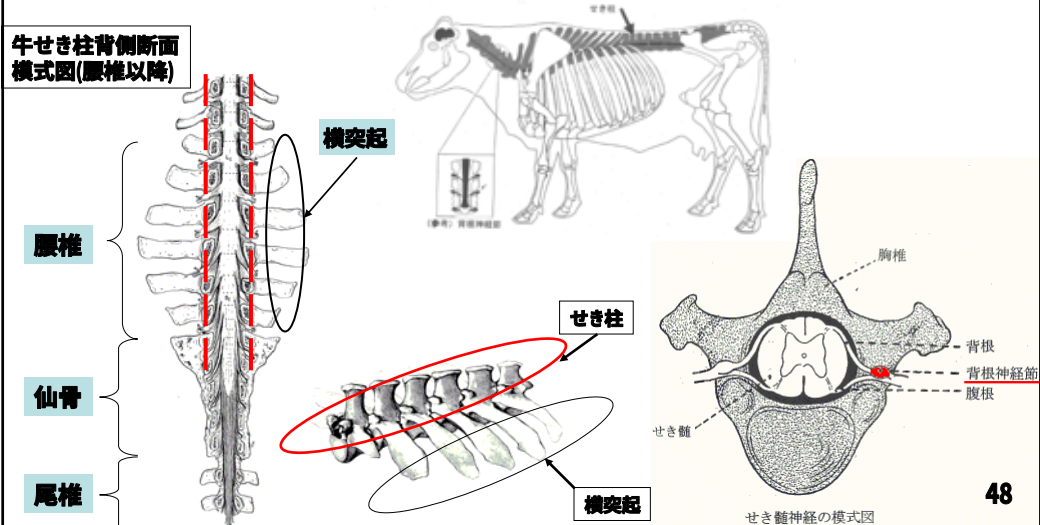
(参考)

日本及び香港において混入が確認された骨の部位について

日本: 背根神経節 (BSEリスクあり)を含むせき柱

香港 (1例目): 腰椎横突起(BSEリスクなし)に由来すると思われる骨片

牛せき柱背側断面
模式図(腰椎以降)



48

参 考 資 料

参1

日本向け輸出プログラムの概要

日本向け牛肉等の条件

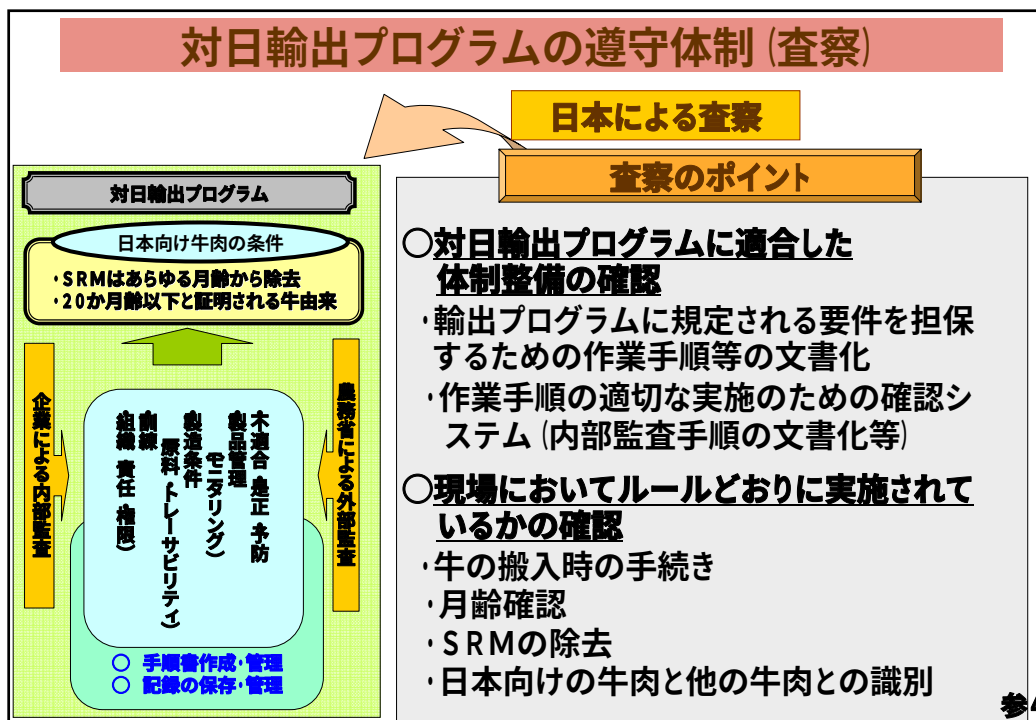
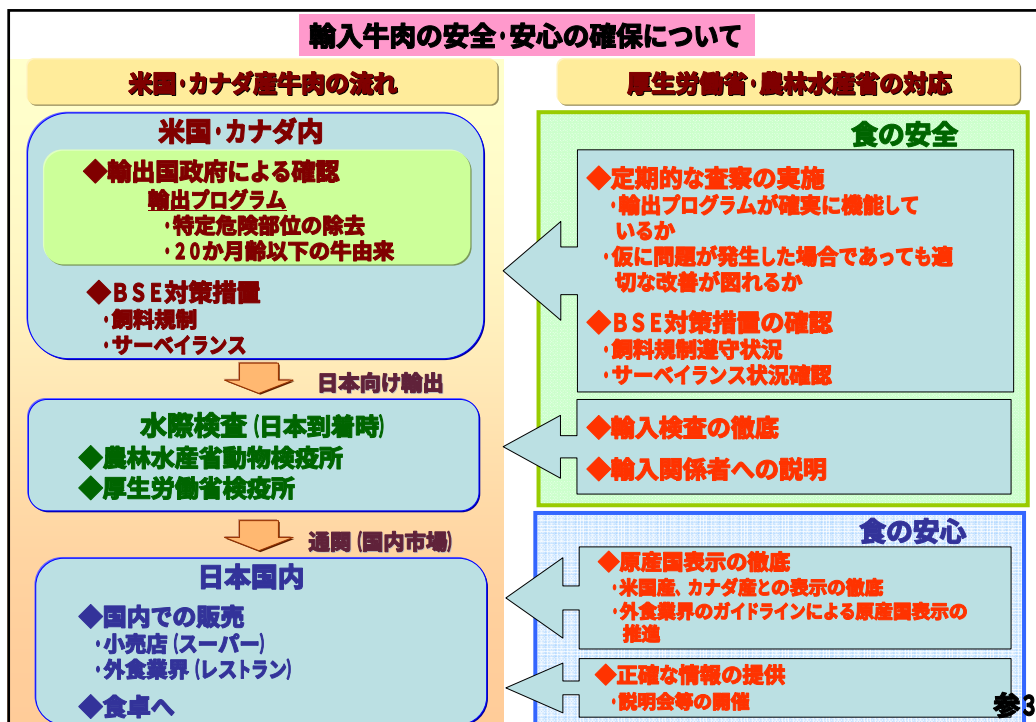
- 特定危険部位 (SRM) はあらゆる月齢から除去
- 20か月齢以下と証明される牛由来であること
- 処理から出荷まで他の牛肉等と識別されること。

日本向けに輸出可能となる牛肉等

カット肉、内臓

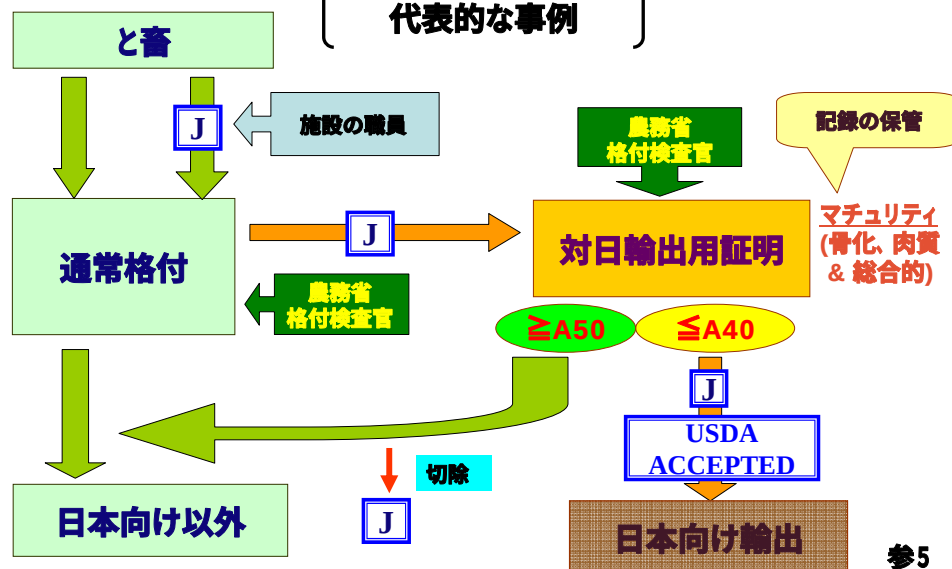
※挽肉や肉加工製品は日本向け輸出プログラムの対象外

参2



生理学的成熟度による月齢判別の流れ

〔 代表的な事例 〕



参5

主要先進国における輸入検査について

	輸入検査の実施手法
E U	貨物の品目または梱包数に応じ1%を抽出検査。最小2カートン、最大10カートン。ただし獣医当局は、品物及び状況に応じて検査数量の増加を指示することがある。
米 国	貨物の重量に応じ抽出検査。 約 0.45～約 10,800 kg : 約 64.8kg(～0.6%) 約 10,800～約 27,000 kg : 約 162kg(0.6～1.5%) 約 27,000～約 108,000 kg : 約 253.8kg(0.24～0.9%)
豪 州	最初は全ロット検査(100%)。連続して5回合格すると、当該施設からのロットは25%検査となり、さらに連続して20回合格すると5%検査になる。 現物検査はロットの梱包数に応じて抽出検査。 ～4,800カートン : 6カートン(0.125%)、 4,801～24,000カートン : 13カートン(0.054～0.27%) 240,000カートン～ : 126カートン(～0.053%)

資料 E U: Council Directive 97/78/EC
米国: 米国農務省FSIS Import Inspection Manual
豪州: Imported Food Control Regulation 1993

参6

おわりに

- 米国産牛肉等への対応に関する情報は、
厚生労働省、農林水産省のホームページに掲載

厚生労働省ホームページ: <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse.html>

農林水産省ホームページ: http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/beef-taiou.html

- 米国産牛肉等への対応について、皆様からの**ご意見を受け付けています。**

☆ ご意見等のある方は、氏名(匿名可)、在住都道府県名、表題、ご意見の内容をご記入の上、電子メール又は郵送にてお寄せ下さい。

※皆さまで頂いた「ご意見」につきましては、原則として回答はいたしかねますが、今後の食品安全行政の参考とさせていただきます。

電子メールによる場合: evprogram@mhlw.go.jp または goiken@nm.maff.go.jpまで

郵送による場合: 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省食品安全部企画情報課

または、

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省消費・安全局動物衛生課

米国、カナダ産牛肉等への対応担当 あて